

## 医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会 開催要綱

### 1. 開催の趣旨

データベースの整備を通じて医療等分野の研究開発等を推進するとともに、医療機関等での患者情報の共有を推進するため、医療等情報の連結を推進することが重要である。このため、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、令和3年度からの運用開始を目指すこととされている。

こうした中で、令和元年通常国会で成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、被保険者番号の個人単位化・告知要求制限やオンライン資格確認の導入が実現される。また、平成30年8月には、医療等分野情報連携基盤検討会において、医療等分野における識別子の仕組みについてのとりまとめが行われた。

このような状況を受けて、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用していくための具体的な仕組みの検討を進めるため、有識者の参画に基づき、本検討会を開催する。

### 2. 主な検討事項

- (1) 被保険者番号活用の仕組みのスキーム
- (2) 被保険者番号活用の仕組みの管理・運営主体、活用主体
- (3) 被保険者番号の告知要求制限等との関係整理

### 3. 構成員

- (1) 検討会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の構成員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (3) 検討会に座長を置き、座長は検討会の構成員の中から選出することとし、座長代理は、座長が指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 4. 運営

- (1) 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が検討会を開催する。
- (2) 検討会は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、老健局及び保険局の協力を得て政策統括官付情報化担当参事官室が行う。
- (4) その他、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(別紙)

医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会  
構成員

石川 広己 日本医師会常任理事

宇佐美 伸治 日本歯科医師会常務理事

田尻 泰典 日本薬剤師会副会長

樋口 範雄 武蔵野大学法学部特任教授

藤井 康弘 全国健康保険協会理事

棟重 卓三 健康保険組合連合会理事

森田 朗 津田塾大学総合政策学部教授

山口 育子 認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML(コムル)  
理事長

山本 隆一 医療情報システム開発センター理事長

吉原 博幸 京都大学大学院医学研究科教授

(五十音順)

オブザーバー

上田 尚弘 社会保険診療報酬支払基金 オンライン資格確認等  
システム開発準備室 室長

長門 利明 国民健康保険中央会審議役